

## 資料 1

### 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 規約

#### (名 称)

第1条 本会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 連絡調整会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日）を踏まえ、同協議会が策定したガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）の作成、各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行うことを目的とする。

#### (組織)

第3条 連絡調整会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会幹事会を構成していた別紙の構成員をもって組織する。

- 2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び東京都総務局総合防災部長が共同で務める。
- 3 座長は、構成員以外の者で帰宅困難者等対策に関わりがある者をオブザーバーとして連絡調整会議へ出席させることができる。

#### (連絡調整会議)

第4条 連絡調整会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、第3条第3項によるものほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連絡調整会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 連絡調整会議の議事は、別に定める場合を除くほか、出席した構成員の過半数をもって決する。

#### (ワーキンググループ)

第5条 座長は、特定の課題について検討を行うため、連絡調整会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成については、座長が定める。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### (事務局)

第6条 連絡調整会議の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び東京都総務局総合防災部が共同で処理する。

#### (雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成25年1月30日より施行する。

#### 附 則

この規約は、平成25年6月14日より施行する。

#### 附 則

この規約は、平成27年2月20日より施行する。

(別紙)

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 構成員

座長 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）  
座長 東京都総務局総合防災部長  
警察庁警備局警備課長  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課長  
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
国土交通省水管理・国土保全局防災課長  
国土交通省道路局国道・防災課長  
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）  
国土交通省鉄道局 鉄道サービス政策室長  
国土交通省自動車局旅客課長  
東京都総務局防災担当部長  
茨城県生活環境部理事兼防災・危機管理局長  
埼玉県危機管理防災部長  
千葉県防災危機管理部長  
神奈川県安全防災局副局長兼 安全防災部長  
警視庁警備部災害対策課長  
東京消防庁防災部震災対策課長  
横浜市総務局危機管理室危機管理部長  
川崎市総務局危機管理室長  
千葉市総務局危機管理監  
さいたま市総務局危機管理部長  
相模原市危機管理局長  
東京都新宿区区長室長  
東京都八王子市生活安全部長  
東京都立川市市民生活部長  
一般社団法人電気通信事業者協会企画部長  
日本放送協会報道局災害・気象センター長  
一般社団法人日本民間放送連盟 番組部主幹  
一般社団法人日本経済団体連合会政治社会本部長  
東京商工会議所地域振興部長  
一般社団法人不動産協会 事務局次長  
東日本旅客鉄道株式会社サービス品質改革部長  
一般社団法人日本民営鉄道協会常務理事  
東京都交通局総務部安全対策推進課長  
公益社団法人日本バス協会 常務理事  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会常務理事  
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会委員長  
全国石油商業組合連合会関東支部副支部長  
関東トラック協会専務理事  
日本赤十字社事業局救護・福祉部 救護課長  
東京災害ボランティアネットワーク 事務局長  
日本労働組合総連合会東京都連合 会長代理